

裁判員経験者との意見交換会議事録

日 時 平成24年4月17日(火)午後3時から午後4時まで

場 所 函館地方裁判所5階大会議室

出席者 司会者 山 田 俊 雄(函館地方裁判所長)

法曹出席者 中 桐 圭 一(函館地方裁判所刑事部総括判事)

森 幹(函館地方検察庁検事)

田 中 綾太郎(函館弁護士会所属弁護士)

裁判員経験者 2人

報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者6人

【 裁判員経験者の紹介等 】

司会者(山田所長)

函館地方裁判所長の山田でございます。裁判員経験者のお二方には、本日は、お忙しいところ、また遠方よりお越し頂きまして本当に感謝しております。

さて、平成21年5月の裁判員制度施行以来、函館地方裁判所では被告人の数で数えますと18件の裁判員対象となる事件がありました。そのうち、判決まで至ってすでに終わっている事件、これが全部で12件でございます。本日は、この12件のうち、2件の事件を担当され2名の裁判員経験者の方々にお越し頂きました。皆さんには、裁判員裁判に参加した率直な感想、意見を語っていただきたいと思っております。その内容につきましては、一般市民の方々にお伝えするとともに、より良い裁判員裁判の運用のために、生かしていきたいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

ここで、本日、意見交換会に参加していただいております裁判員経験者の皆さんを御紹介いたします。

まず、1番の方です。1番の方には、被告人が実母を殺害したという殺人事件

を担当していただきました。この事件につきましては、平成23年9月27日から29日までの三日間、実施されました。

2番の方につきましては、被告人が孫であり、また、養子でもある幼児を殺害しようとした殺人未遂事件を担当していただきました。平成23年10月17日から19日までの三日間、実施されております。

引き続き、法曹関係者の皆さんに自己紹介と裁判員裁判に参加しての感想等、簡単にお話しただけですでしょうか。森検察官からよろしく申し上げます。

森検察官

検事の森でございます。本日は、このような場を設けていただきまして、また、経験者の皆様に御参加いただき、ありがとうございます。

私は、昨年の秋に行われました殺人事件と引き続いての殺人未遂事件、両方とも検察官として担当して、裁判員裁判に参加させていただきました。私自身は、裁判員裁判、10件前後今まで経験しているのですが、いつも思うのは、いきなり裁判に参加されて、初日から選任されてすぐに審理に入っていただく市民の皆様方にどうやってこの事件を分かりやすく、正確に伝えることができるかというのを、いつも考えて悩みながら準備をして進めているつもりです。

また、去年の殺人事件と殺人未遂事件は二つとも、精神科の医師の証人尋問ですとか、糖尿病とかインシュリンに関する医師の供述調書の朗読などをさせてもらって、専門的な医学的な内容が含まれていましたので、分かりやすい審理ができたかどうか、今でも反省しながら過ごしています。

できれば、今日もその当たりの専門的な部分などについて、率直に、分かりにくかったら分かりにくかったと言っていていただいて結構ですので、それを参考にさせてもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

田中弁護士

弁護士の田中と申します。本日は、お忙しい中来ていただき、ありがとうございます。私自身は、裁判員裁判は2件経験いたしまして、1件は、平成23年1

0月に行われた殺人未遂事件です。今、現在もまだ整理手続中ですが、もう1件、主任弁護人として裁判員裁判を担当させていただいています。

私は、函館弁護士会に所属しているのですが、函館弁護士会でも裁判員制度対策委員会というものを設けまして、刑事弁護人として研修を行ったり、勉強会を行ったりといった活動をしながらより良い分かりやすい裁判員裁判を弁護人の立場から実現しようとやって参りました。ただ、やっていく中でも、我々のやり方というものが、本当に裁判員の皆様の期待に応えられているのか、我々が伝えたいことというのは本当に裁判員の皆様が知りたいことであるのか、そういったところで不安を抱いているというのも正直なところではあります。今日、このように貴重な機会を設けていただきましたので、是非、実際に裁判員裁判を経験された中で、もっとこういうところを聞きたかったであるとか、ざっくばらんに忌憚のない御意見をお聞かせ願えればというふうに考えております。今日は、よろしく願いいたします。

中桐裁判官

函館地方裁判所刑事部総括判事の中桐です。私は、平成22年4月に函館に参りまして、これまで11件裁判員裁判の裁判長を務めさせていただきました。今日、御出席のお二人の方とも、それぞれの事件で一緒に審理、評議をさせていただいておりました、またこういう形でお会いできたことを大変うれしく思っております。本日は、皆様から裁判員裁判のより良い運用の実現に向けた、貴重な御意見が伺えるものだご期待いたしておりますので、裁判所あるいは検察官、弁護人に対しても遠慮されることなく、厳しい御意見も含めて率直な御意見を賜ればと思っております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【 裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象等 】

司会者（山田所長）

それでは、裁判員経験者の皆さんに裁判員裁判に参加されての全般的な感想、

印象などについて伺いたいと思います。

1 番

まさか、自分が裁判員裁判に選ばれるとは思っていなくて、選ばれたときは本当にびっくりしたんですけど、興味が途中から出て来て、参加してみて大変な体験をしたなと思いました。

2 番

私は、裁判員に選任される以前の2月にも裁判員候補者として裁判所からの呼び出しがあったわけなんですけど、その時は仕事の関係から辞退したい旨の理由書が認められまして、その時は来なくても良かったんですけども、二度と呼び出しはないだろうなと思っていたのですが、その後、違う事件で再び呼び出しがありまして、嫌な予感はしていたのですが、裁判所の抽選の結果、見事裁判員に選ばれたわけです。

三日間の拘束ということで、最初は面倒くさそうで嫌だなという思いと、本当に自分でも裁判員ができるのだろうかといったような不安もありましたけれども、裁判官のお話を聞いていく中でですね、不安が徐々に解消されていったというところなんです。裁判での審理、その都度の評議、そして判決の言い渡しまでの一連の裁判を体験しまして、自分は裁かれることはあっても、まさか他人を裁くことがあろうとは夢にも思っていませんでしたけれども、このような貴重な体験をさせていただいたことに対して、自分の人生にとっても大変有意義なものになったと感じております。

【 選任手続についての感想、意見等 】

司会者（山田所長）

ありがとうございます。それでは、手続の流れに従って、順次進めていきたいと思えます。

まず、一番最初は選任手続の関係です。だいたい午前9時15分集合という形でお越し頂いて、選ばれるまで両事件とも約2時間くらいかかっていたようでご

ざいます。そうした流れの中で、最初に通知書が来るわけで、それを見たときのご感想、あるいは、実際午前9時15分に来られて選ばれるまでの2時間待っている間のご感想、その当たりで何か御意見等がありましたらお聞かせいただければと思います。

1 番

分からないこととかは、何でも分かりやすく教えてもらえたし、スムーズに時間を過ごすことができていたと思います。

2 番

私は地方なので集合時間よりも早く来すぎましたが、特に選任の関係では不満とかそういうものは一切ありませんで、淡々と手続がされていました。

司会者（山田所長）

最初に通知が来たときのご自身の気持ちとか、あるいは、きっと御家族にも来たよと御相談されたと思うのですが、そのあたりはどんな感じでしたか。

1 番

裁判員裁判がスタートしたというポスターを拝見した事があって、身近に参加した人とか聞いたことあるっていうのを知人だとか家族とかとお話ししてたことがあるんですけど、聞いたこともないし、もらったこともないし、身近に全くいないよねって話をしてたんですよ。それなのに、私のところに、ちょうど妊娠中だったときに来たんですよ。妊娠中にはそういうの当たるんだねって家族にも言われて、できる限り積極的に参加してみたいんだよねという話をしました。

2 番

私は、先ほどもお話ししたように、今回が2回目の案内だったので、当たるものなのかなと思いました。

上司とかにお話しして、こういう事であるんだけど仕事の関係でよろしく願いしますとやって参りました。

【 審理についての感想，意見等 】

司会者（山田所長）

選任が終わった後は，いよいよ，審理に入っていくわけですが，審理の流れは，大きく分けて三つあるわけですが，最初に冒頭陳述と言って，検察官と弁護人が自分たちがこれから証拠で立証しようとすることを述べる。それが終わると，次に，冒頭陳述で立証すると述べたことを証人とか書証で取調べする証拠調手続に入ります。これが大きな2番目の柱で，その証拠調べが終わると最後に，証拠調べの結果を踏まえて検察官と弁護人の方で論告・求刑そして弁論をやって，最後に被告人が最終弁論をする。それが終わるといよいよ評議に入っていく。こんな流れだと思います。順番にお聞きしていきたいと思いますが，まず，大きな三つの中の一番最初の冒頭陳述についての分かりやすさ，その当たりの御感想はどうでしたか。ちなみに，実母殺しの事件ですが，検察官の冒頭陳述が約10分，弁護人の冒頭陳述が約10分かけてやっています。幼児の殺人未遂の事件は，検察官，弁護人共に15分程度の時間をかけてやっています。

1 番

分からないことや難しいことは，その都度あったんですが，最初は緊張していて頭の中で整理がつかない状態だったんですけど，休憩の時に今お話ししたことはという感じで復習みたいに最初から説明してくれたり，分からないことはきちんと説明してくれたので，休憩時間を有意義に使って理解したという感じでした。

司会者（山田所長）

休憩時間というのは，裁判官からの説明ということですか。

1 番

そうです。

2 番

法廷での審理においては，検察側，弁護人側それぞれモニターを使った資料の説明とか事件の背景など，素人の私にも理解できるような分かりやすい説明だっ

たと思います。

【 当事者の立証の在り方について 】

司会者（山田所長）

証拠調べの段階で、いよいよ証拠を取り調べるわけですが、証拠調べも大きく分けると二つあって、一つは書証関係の取調べの問題、もう一つは、実際に被告人の口から直接聞く、あるいは、証人に来てもらって直接話を聞くと大きく二つあるわけですが、そのうちの一つ目の書面関係です。これはどうやってやるかという、書面を朗読していくという形で証拠調べをやったと思います。ただ、朗読の仕方も二つあって、一つは捜査官が作った捜査報告書や実況見分調書の図面なんかは、モニターを使って説明したんじゃないかと思います。もう一つの供述調書は、朗読せざるを得ないのでその供述調書を読み上げる形で証拠調べをしたと思います。今申し上げたような書証の取調べ、モニターを使ったり、あるいは朗読とか、この当たりの分かりやすさはどうだったのでしょうか。聞いていて分かりやすかったのか、あるいはちょっと辛いところがあったのか、この当たりの感覚をちょっとお聞きしたいと思っています。

1 番

分かりやすいところは分かりやすかったですけど、分かりにくいところは分かりにくいし、理解するのに難しいところがもちろんあったのですが、積極的に聞いて、質問して自分の中で解釈したっていう感じだったと思います。

司会者（山田所長）

朗読時間が約 40 分、被告人の供述調書関係が 50 分ですから合わせて約 90 分、1 時間半くらい読み聞かせられた形になったと思いますが、その時は長いというイメージはなかったですか。

1 番

はい。長いというイメージはなかったです。

司会者（山田所長）

はい。ありがとうございます。

2 番

朗読とかの部分については分かりづらいという点は特になかったんですけど、ただ、写真で注射の痕を矢印で標していたのですが、写真では針の痕は分かりづかったです。その外の写真は、分かりやすかったです。

司会者（山田所長）

書証関係の取調べが終わると、いよいよ人証で実際聞くわけですが、実母殺しの事件は、取り調べたのが精神科のお医者さん1名、これは、被告人の精神鑑定をしたお医者さんで、直接その状況をお聞きしたということです。これが大体70分くらい調べました。それが終わった後に被告人質問、これが、検察官、弁護人合わせて1時間くらいですね。幼児の殺人未遂の方は、証人がなくて被告人質問だけで、被告人から直接聞いて、検察官の質問が25分で弁護人の質問が55分、合わせて1時間20分程度、直接話を聞いたということだったようです。証人は1番の方しか経験がないんですが、まず証人の方から聞きたいと思います。証人はお医者さんで、結構専門的な話だと思うんですが、この専門的な話を法廷の場で直接聞くという経験をされたと思うんですが、このあたりはどんな感じでしたか。

1 番

分からない言葉がたくさん出たんですけど、その言葉と同時に資料も用意していただいていたので、それを見ながらとか、難しいことは証人の方が説明してくれたりといった部分もあったり、本当に分からない部分はメモを取っておいて休憩の時とかに説明していただいたりとかしたので、難しかったですけど、その時は理解して、その時にいろいろ教えてもらいながらという感じでした。

2 番

私も被告人に質問しました。疑問に思った部分を裁判員が被告人に直接聞くこ

とができるのは良いことだなと思いました。

司会者（山田所長）

証拠調べの関係では，書証の取調べは朗読やモニターを使った取調べ，今話が出た人証の取調べは証人及び被告人質問と大きくこの二つですが，分かりやすさという視点から考えた場合に，何か感じたことはあったのかどうか，その当たり，ちょっと難しい質問ですがいかがでしょうか。

特にどっちが分かりやすいといった感じではなくて，一つ一つ手続きを踏んで，その中で理解を深めていったという感じですかね。

1 番

そういう感じですね。

2 番

二つあって丁度いい具合になって，いいんじゃないでしょうか。

司会者（山田所長）

検察官と弁護人から冒頭陳述の場面の中で聞きたいこととかは，ございませんか。

森検察官

一番最初に検察官が長く話す冒頭陳述のときに，A 4 の紙にカラーで言いたいことをまとめたものをお渡しして見てもらいながら具体的に話す方式を採ったのですが，説明の速さとかについて，早いほうがいいのか，もうちょっとゆっくり話してもらったほうが良かったとか，後は，配った資料の内容が後で役に立ったか，あまり役に立たなかったとか，こんなのがあれば良いなとかがあったらお聞かせください。

1 番

特に覚えていないんですけど，その時の事件を分かりやすく聞くことができたと思います。

2 番

資料を見ながら朗読を聞いていて、スピードも丁度良かったですし、良く分かりました。

森検察官

資料にこんなに情報いらんんじゃないかとか、もうちょっといろいろ書いてあった方が助かるとか感じませんでしたか。

1 番

後で見確認することができるので、まとまった文書だったので良かったと思います。

2 番

渡されたペーパーには、細かい部分は書いていないのですが、後で裁判官は分厚い資料を持っているので、人間関係などを聞いていました。渡された資料に細かい部分を書き加えると膨大な資料になってしまうので、あれはあれで良いかと思っていました。

田中弁護士

検察官の冒頭陳述に対して、弁護人の冒頭陳述が続いていたと思うのですが、資料は弁護側の方が見た目に地味だったり、盛られて記載されていた内容的にも分量が少ないというイメージを持たれたかと思うのですが、そこらあたりはどうでしたか。

2 番

量的なことは記憶にないのですが、そんなに足りないとか多いとか、特に感じなかったと思います。

田中弁護士

これはお二人にお伺いしたいんですが、被告人の服装だとか座っている場所についてお気づきになられたことがありますか。

1 番

テレビとかでも真剣に見たことがない世界だったので、こういうものなんだと、

ただ見ていました。

2 番

最近の裁判員裁判で毎日のように衣装替えした人がいるみたいですが、私が担当した被告人は普通の格好をして、こういうものなんだなと感じていました。

田中弁護士

ありがとうございます。

【 評議・判決宣告についての感想・意見等 】

司会者（山田所長）

評議に入りますが、二日目の午後の途中からと三日目の午前中、もしかしたら三日目の午後の一部にかかったかもしれませんが、そのくらいの感じで評議されたようでございますけれども、評議については、どんな感想を持たれたでしょうか。

意見が言いやすかったのかどうかという視点、あるいは、充実した内容の評議ができたのかという視点もあるでしょうし、いろんな感想をお持ちだと思いますが、お聞かせいただければと思います。

1 番

人が人を裁くことは本当に難しいし、重いことなのでみんな真剣な感じで話し合っている感じでした。

2 番

評議においては、裁判員にそれぞれの意見を述べさせていただいた後に、量刑の決定の際には参考として過去の判例などそれぞれ説明を受け、その後に全員で話し合いながら意見をまとめ判決文の作成を経て判決言渡しというような流れで進んだ訳なんですけど、過程でもそれぞれ皆さん意見を出し合いながらスムーズに流れて、特にこういうところを直した方が良いのではないかと思ったところは、特にございませんでした。

中桐裁判官

裁判員裁判の場合は、当然のように毎回裁判員の方が代わるわけであって、どのように評議を進めるかについては、いつも私自信も悩んでいるところです。メンバーによって当然やり方が変わる訳でありまして、その都度いろいろ考えているのですが、今、お二人からありがたいお言葉を頂いたのですが、私自身心がけることは、裁判員の皆さん全員が主体的に評議に参加して、ご自分の意見を十分に述べられるようにできるか、評議の議論のポイントが一番議論しなければならぬところに焦点が当たっているかというところを注意して進めて来たつもりです。ただ、私自身は非常に後になって失敗したかなということもあったり、いろいろ後悔しきりということもございまして、いつも悩んでいるところです。

今日のお話をお聞きして、これからまた更に評議をどう進めるか考えていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

【 守秘義務について 】

司会者（山田所長）

評議が終わって、最後は判決になります。判決が終わった後は、役目から開放されて今日に至ると思いますが、ただ一つ問題になってくるのが、守秘義務の関係です。

この守秘義務の関係では、人と接する過程でとか、どんな場面でも結構ですけども、何かお考えになったことがございますでしょうか。

1 番

周りの方が守秘義務を気にしてくれている感じで、テレビでやっていた内容を説明するだけでも、「そんな話をしてもいいのか。」と言われるくらい、周りの方が気を遣ってくれました。

2 番

テレビとか新聞の報道機関で事前にどういう事件だったのか詳しく伝えていま

すので、特に守秘義務に抵触するような部分について聞かれることはありませんでした。

【 これから裁判員となられる方へのメッセージ等 】

司会者（山田所長）

最後になりますが、裁判員経験者の方々から、これから裁判員となられる方へのメッセージをいただければありがたいです。

1 番

裁判が今後もある限り誰かが担うことなので、これからの社会のためにみんなで話し合ったりすることはすごく大事なことだと思うので、裁判員裁判に選ばれたからには、積極的に参加してほしいなと思います。

2 番

これから裁判員となられる方におかれましては、初めての体験であり、確かに最初はおっくうだと思いますが、裁判員を経験した人の9割以上の方が最終的にはやって良かったと回答していますし、私も同感であります。

裁判員制度により、国民に与えられた司法に参加することができる折角の機会でもあるので、裁判員候補者になられた方においては、積極的に、まずは裁判所まで足を運んでいただきたいと思います。抽選で裁判員になられた方におかれましては、自分の意見を積極的に話していただきながら、司法の場に参加していただければなと思っております。

司会者（山田所長）

それでは、法曹三者の皆さんからの御意見あるいは聞きたいことがございましたらお願いします。

森検察官

今日は、お話をいろいろお伺いすることができまして、私たち検察官なりにも何とか分かりやすくしようと頑張ってきたつもりですけれども、それが少しでも

うまくいっていれば良いなと思っていましたが，今日のお話を伺って，大まかな方向性は間違っていなかったと思うことができましたので，今後も一層工夫を重ねていきたいと思います。

一つ質問させていただきたいのですけれども，最近本屋に行くと裁判員に関する本が一杯並んでいたりするのを見るのですが，例えば，裁判員に選ばれたらみたいなお本とか，心構えがどうだとか，あるいはインターネットを見ても情報が出ていると思うんですが，通知が来てから実際裁判員として裁判所に来るまでの間だとか，あるいは審理中の初日が終わった後とかでもいいんですけど，本だとかインターネットだとかそういう資料みたいなものを実際見たりしたのかお尋ねしたいのですが。

1 番

終わってから，見れば良かったなと思いました。見なかったので。

2 番

通知が来てからどうのこうのということは，特にありませんでした。意見交換会に来るためにインターネットで改めて裁判員制度を勉強させてもらいました。

田中弁護士

今日は，貴重なお話，ありがとうございました。

今後，函館弁護士会としても，より良い，分かりやすく被告人の主張を裁判員に伝えていけるような裁判員裁判の実現に向けて頑張っていきたいなと思いを新たにしているところです。

私の方からも一点お伺いしたいことがあるのですが，今回の，今日のお話の最初の方に戻ってしまうんですが，選任手続の前に裁判所に来てください。こうこういう事件ですよという紙が来たと思いますが，その時点で，例えば，どんな事件なのか新聞を見たりだとか，そういったことはされましたでしょうか。

1 番

全くしてないです。

2 番

どういう案件かなと思ってインターネットで調べたのですが、探せなくて、結局、そのまま分からずじまいで裁判所に来て、そしてその案件がどういう内容なのか知りました。新聞にも情報が載っていたと聞いたのですが、そういった記憶も全くなくて、真っさらな状態で裁判が始まったといったような感じでした。

中桐裁判官

本日は貴重なお話，どうもありがとうございました。

裁判員裁判制度が始まってもうすぐ3年なんですけど、まだ、全然やり方というのでも裁判官，検察官，弁護士ともまだこれからいろいろ考えていこうという段階が残っているところで、私自身もいろいろどうするのが一番良いやり方なのか試行錯誤しているところです。

今日は，お二人から率直な御意見，御感想をいただき，私自身，これからも更により良い裁判員裁判を目指して行くようにとの力強いメッセージをいただきました。今日のお話を踏まえて，更に一般市民の方が主体的に参加できる裁判を目指して頑張っていきたいと思います。本当にどうも，今日はありがとうございました。

司会者（山田所長）

本日はどうもありがとうございました。裁判員制度は，3年経って見直しの時期に来ているわけで，制度面では，そういう見直しはあるんでしょうけれども，我々現場として，やはりこうした実際に裁判員を経験された方々の御意見を伺いながら，今ある制度の下でどのような工夫をして，より良い裁判員制度を実現させていくかというのが大事なことだと思っています。今日の御意見を踏まえて，法曹三者，これからも努力してより良い裁判員裁判の実現目指して今後頑張っていきますので，本当に今日はありがとうございました。

それでは，これで意見交換会を終わりたいと思います。

【 記者からの質問 】

北海道新聞社

私から一つ質問させてください。

求刑の中で、検察側と弁護側がそれぞれ求刑10年だとか8年とか裁判の中でされたと思うのですが、私が見てきた個人的な感想なんですけど、だいたい間を取ったような形の判決が多いように感じております。評議の中で、両方の求刑の年数に引っ張られてしまったかなという部分がありましたら、それぞれが求刑することへの影響など、もしお感じになった部分があったらお聞かせ願えませんでしょうか。

1 番

年数というのを考えたことがなかったので、間を取るという感覚ではなかったような気がします。そこまで罪が重くないような気もするし、もう少し考えてあげてもいいのかなというように感じて、間という感じはなくて、罪の重い年数の方から少し考えたらどうかなという考えだったような気がします。

2 番

刑の重さにつきましては、私たち素人なものですから全く分からない状況で、それで今までの判例とかを、こう、そういう事件は、こういう刑であったとか、そういった過去の判例をお聞きしながら、それにとられることはないのですが、あくまでも参考ということで、参考意見として聞きながら、そしたら、この案件についてはこの当たりが妥当じゃないのかなということで、みんなで話し合いまして、それで決まった訳で、特に弁護側と検察側の中間を取ったとか、そういうような考えは全くありませんでした。

読売新聞

お二方とも、大変遠い所から裁判に参加されたかと思うのですけれども、移動について負担に感じる部分というのはあったのでしょうか。特に、1番の方は妊娠をされていたというお話をされていましたが、これは特に負担になると

いうことはあったのでしょうか。

1 番

案内が来た時は妊娠中だったのですが、出産は2月でしたので、産後の参加になります。函館の方に来るのは慣れているので大丈夫なんですけど、産後だったことと子供のこともあったので、協力してもらえらる人が必要になったので大変な部分はありましたけれど、主人もせっかくなので参加できる方向で考えてくれたので、スムーズに参加する方向に辿り着くことができたような感じです。

2 番

私は、車で2時間くらいですが、朝の交通ラッシュで混むと困るので、事前前の日から函館に宿泊していました。職場の理解を得ながら参加させていただくことができました。

交通の部分では、いつも函館に来ていますので、特に不便に感じるようなことはございませんでした。

N H K

守秘義務についての話があったかと思いますが、お二方とも周りの方が逆に気にしてくれて、あまり内容を聞かなかったということなんですけれども、逆にどこまで話して良いのか迷いはあったのでしょうか。

1 番

はい。迷いがあったので、最後にどこまで人に話して良いのかを確認しました。

2 番

報道で活字になってる部分とか、電波に乗っている部分とかそれ以外の部分の審理の部分で話しちゃまずいよということで、事前にお話がありましたので、特にそういったことでは、迷うこともございませんでした。